

譲渡性預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、表面に記載の満期日以後に支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および表面に記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応答日を「中間利払日」とし、預入日から中間利払日の前日までの日数および表面に記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、中間利払日以後に支払います。なお、中間払利息を請求する場合には、当社所定の譲渡性預金中間払利息支払請求書（以下「中間払利息請求書」という。）に、届出の印章により記名押印して、この証書とともに表面に記載の取扱店に提出してください。

② 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人に支払います。

(3) この預金には、満期日以後は利息を付けません。

(4) この預金の付利単位は1,000万円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (譲渡)

(1) この預金は、利息（未払の中間払利息を含む。）とともにのみ譲渡することができます。その元金の一部を譲渡することはできません。

(2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

① 当社所定の譲渡通知書に、譲渡人が届出の印章により記名押印するとともに譲受人が

記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なく、この証書とともに表面に記載の取扱店に提出してください。なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

② 当社は、提出されたこの証書に譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。

(3) この預金は、次の各号の一つにでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一つにでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当社は、この預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が第2号または第3号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、預金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

① 預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合

② 預金者、譲渡人または譲受人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- G. 暴力的な要求行為
- H. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- I. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- J. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- K. その他前各号に準ずる行為

(4) この預金を質入れする場合には、前3項が準用されるものとします。

4. (取引の制限等)

- (1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社の指定する方法によって当社に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当社は預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前記(1)もしくは(2)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情等を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前記(1)から(3)に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は前記(1)から(3)に基づく取引等の制限を解除します。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を満期日以後に解約するときは、当該証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して表面に記載の取扱店に提出してください。
- (3) 次の①から⑥までの一つにでも該当した場合には、当社は、この預金取引を停止し、預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。この場合、到着のいかんにかかわらず、当社が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した場合に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。

- ①預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座が名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②預金口座が法令または公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ③当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項または前記4. (1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ④前記4. (1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の期限が1年以上に亘って解除されないとき
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (4) 前記3. (3)①、②A からFおよび③A からEの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

6. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって表面に記載の取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める場合があります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、後見、保佐または補助が開始された時は、預金者は直ち

に成年後見人、保佐人または補助人の氏名その他当社が求める事項を書面によって取引店に届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に取引店に届けてください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、後見監督人が選任されたときは、預金者は直ちに後見監督人の氏名その他当社が求める事項を書面によって取引店に届出てください。
- (3) 預金者がすでに補助、保佐もしくは後見開始の審判を受けている場合、または後見監督人が選任されている場合にも、前記(1)および(2)と同様に取引店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に変更が生じた時にも同様に取引店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前の原因により生じた損害については、当社は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

この証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. (譲受人に対する規定の適用)

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第4条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者(この預金の譲受人も含みます。以下、本条において同じ。)の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されてい

る場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 本規定により相殺する場合には次の手続きによるものとします。

- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、該当の預金証書とともに直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務が預金者の債務である場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。また、担保されている債務が複数ある場合は、その質権の順序を優先いたします。
- ②前記①の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
- ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 本規定により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当社の負担とします。

本規定により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (4) 本規定により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上